11月29日(日) 町長選挙 町議会議員補欠選挙

問選挙管理委員会　☎内線228

大磯町議会議員の欠員に伴い、町長選挙と同時に町議会議員補欠選挙が行われます。

【投票日時】
11月29日（日）　7時～20時

【開票日時・場所】
11月29日（日）　20時45分～

【投票できる方】
平成20年11月30日以前に生まれた方で、令和８年８月23日以前から引き続き大磯町に住所を有する方。

【投票所入場券】
投票所入場券は、ハガキでお送りします。
入場券が届かない場合や、紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されている方は投票することができますので、投票所の受付に申し出てください。

【投票所】
該当する投票所は、郵送される「投票所入場券」に記載されています。
※町内転居された方は、入場券で指定されている投票所で投票してください。

【期日前投票】
投票日当日に仕事や旅行などの予定で投票できない方は、期日前投票ができます。
投票できる場所、期間及び時間は次のとおりです。
①役場本庁舎４階第１会議室
11月25日（水）～11月28日（土）［４日間］
８時30分～20時
②国府支所２階第１・２会議室
11月27日（金）～11月28日（土）［２日間］
９時～17時
※投票できる期間・時間が異なりますのでご注意ください。
※お車でお越しの方は、役場本庁舎をご利用ください。

▶期日前投票所へのタクシーによる移動支援
期日前投票所までの移動が困難な高齢の方や障害のある方が投票しやすいように、タクシーによる移動支援を行っています。ご利用を希望される方は、11月25日（水）までにお申し込みをお願いします。詳細は、ホームページをご確認ください。

詳細はこちらから

【不在者投票】
期日前投票所に行くことができない方で、次のいずれかに該当する場合は、事前に手続きすることで不在者投票ができます。
①滞在地で投票
仕事等で町内を離れ長期不在の方は、滞在先の市町村選挙管理委員会で投票ができます。投票用紙の請求方法などは町ホームページを確認してください。
②病院や施設で投票
都道府県に指定された病院や施設に入院・入所されている方は、その施設内で投票することができますので、各施設にお問合わせください。
③一定の障害がある方の郵便による投票
身体障害者手帳（主に１・２級）等をお持ちで、投票所に行くことが困難な方、介護保険制度による要介護状態区分が「要介護５」の方は、あらかじめ手続きを行うことで郵便等による投票ができます。
詳しくは選挙管理委員会へお問合せください。
なお、すでに「郵便等投票証明書」をお持ちの方は、選挙管理委員会から連絡します。

【選挙公報】
選挙公報は、新聞折り込みで配布します。次の施設でも配布するほか、町ホームページにも掲載します。
配布場所：町役場（本庁舎・国府支所）、ふれあい会館、生涯学習館、福祉センター、図書館等
※新聞購読されていない方や希望される方には、郵送しますので、選挙管理委員会にお申し出ください。

【投・開票速報】
投票及び開票状況は町ホームページで発表します。

子どもと一緒に投票所へ行こう！
投票所にご家族と一緒に来られた中学生以下のお子様に記念品を配布します。

立候補者の届出
▶とき　11月24日（火）８時30分～17時
▶ところ　役場本庁舎４階第２委員会室

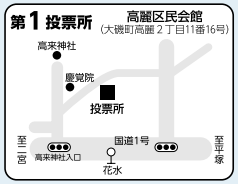

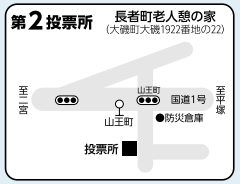

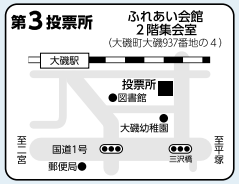

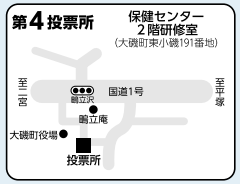

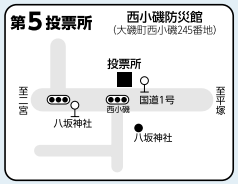

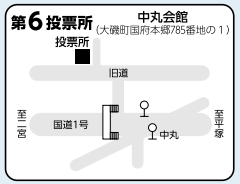

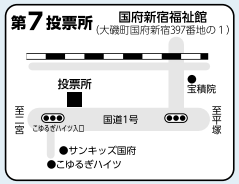

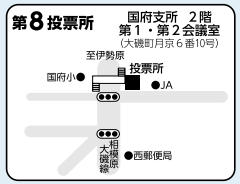

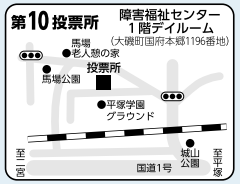

投票所一覧
（案内図）
入場券にあなたの投票所を記載しています。

秋季全国火災予防運動

問消防総務課　予防係　☎(61)0911

2026年度　全国統一防火標語
「火の確認　いい日を支える　いい習慣」

11月９日（月）から15日（日）までの７日間、秋季全国火災予防運動が実施されます。
これから冬にかけて空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節になります。
この運動は、火災が起こりやすい時季を前に、火災予防への関心を高め、火災の発生を防止することで、高齢者を中心とした死傷者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的として実施するものです。
「いのちを守る10のポイント」を参考に普段の生活の中で火災の予防をしましょう。

【住宅防火　いのちを守る10のポイント】
【４つの習慣】
○寝たばこは絶対しない、させない。
○ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
○こんろを使うときは火のそばを離れない。
○コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

【６つの対策】
○火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
○火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
○火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防炎品を使用する。
○火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
○お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
○防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。
☆住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるため、とても危険です。10年を目安に交換しましょう。
☆地震時における電気火災の予防のために感震ブレーカーを設置しましょう。